

各 位

東京都立川市錦町一丁目8番7号
株式会社小僧寿し本部
代表取締役社長 矢代 秀己
(JASDAQコード9973)
問い合わせ先
執行役員管理本部長 座間 英俊
電話番号 042-540-0041

資本業務提携契約解消についてのお知らせ

当社は、本日付で公表されております「イコールパートナーズ株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」(以下「賛同意見表明プレスリリース」といいます。)において記載されるとおり、当社の筆頭株主である株式会社すかいらく(以下「すかいらく」といいます。)が、その所有する当社普通株式の全部(6,808,700株。以下「すかいらく保有株式」といいます。)につき、イコールパートナーズ株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に応募する予定であることから、本公開買付けが成立し、その決済が完了することを停止条件として、すかいらくとの間の平成17年9月28日付資本業務提携契約(関連する契約を含み、以下「本提携契約」と総称します。)を解約する旨、本日開催の当社の取締役会において決議し、同日付で本提携契約に関する解約合意書(以下「本提携解約合意書」といいます。)を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提携解消の理由

当社は、すかいらくの強みであるソーシング活動及びバイイングパワーの活用並びに物流・配送網の活用によって、食材の品質向上及び原価低減を実現するとともに、店舗の開発・メンテナンス能力を向上させることを目的として、すかいらくと平成17年9月28日に資本業務提携契約書(以下「本提携契約」といいます。)を締結し、平成18年5月にはすかいらくからの株式公開買付けによりすかいらくの子会社となりました。

当社は、すかいらくグループの一員として「小僧寿しブランドの進化と創造」を掲げ、直営店によって寿司店を展開する寿し直営事業(以下「寿し直営事業」といいます。)においては、若い世代層への販促活動と新規顧客の獲得に努めるとともに、フランチャイズ事業(以下「寿しFC事業」といいます。)においては、フランチャイズ加盟者のリニューアルモデル店舗への転換を推進するなどして、集客の向上に努めるとともに、子会社の再編、不採算店の閉店、食材加工場の統廃合による集中化などにより収益性と生産性の改善に努めてまいりました。

もともと、当社とすかいらくは、提供している食材の違いや外食と物販という事業モデルの違い

から、当初期待していた共同購買や小僧寿しチェーンの宅配ビジネスへの参入などについて十分にお互いの強みを活かすことができず、当社は、すかいらーくグループに属することによるメリットをあまり享受できる状況にはありませんでした。

さらに、当社がおかれる飲食業界は、リーマン・ショックを起因とする急激な消費の落ち込みから景気先行きが不透明な状況が続き、将来の不安を抱える消費者の生活防衛意識からの低価格志向と原油高等に伴う海産物を始めとする原材料の高値止まりが相まって、非常に厳しい状況が継続しております。特に、平成 23 年3月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生した以降は、災害による被害や日本経済の先行きに対する不安が一層強まっており、飲食業界を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

公開買付者によれば、公開買付者は、このような状況下で、①公開買付者の代表取締役である木村育生氏(以下「木村氏」といいます。)が株式会社インボイス(以下「インボイス」といいます。)の創業から株式上場に至るまでの経験によって培った経営ノウハウを活用することにより、すかいらーくグループ下では成し得なかったさらなる経費節減策や各店舗エリアにおける詳細な顧客の嗜好・動向の分析などを通じてフランチャイズ店舗のサポートを強化し、より一層当社の企業価値を向上させることができること、②当社の課題である「小僧寿しブランドの進化と創造」についても、木村氏がインボイス在職中に行った様々な知名度向上・ブランド構築のための手法を駆使することで、飲食業・物販業の枠に捕われることなく、ブランドコンセプトと価格帯の最適化によるブランドのブラッシュアップのための施策を早期に実施していくことができること、さらに、③本公開買付け成立後、伊藤忠商事株式会社の社内ベンチャーとして誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であるリーテイルブランディング株式会社(以下「RB社」といいます。)と公開買付者との間で業務提携を行ない、役員等の派遣を含む経営改善全般についてRB社と協力して進めることで、フランチャイズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにおいて実績を持つ、RB社のノウハウを活用できることといった考えから、平成 23 年6月頃、当社の筆頭株主であるすかいらーくに対して、すかいらーく保有株式を公開買付者が譲り受けることに関して提案を行い、すかいらーくと協議を開始したとのことです。

そして、公開買付者によれば、公開買付者は、当社の企業価値を向上させられるかという観点から慎重に検討を行い、すかいらーくとの間で協議、交渉を続けた結果、公開買付者が当社株式を取得し、公開買付者の代表取締役である木村氏がインボイスの創業、経営で培ったノウハウを提供することが、当社の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいては当社の企業価値最大化に資するとの結論に至り、本日、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

当社は、すかいらーくと公開買付者とのかかる協議の結果、賛同意見表明プレスリリースにおいて記載されるとおり、公開買付者が実施する本公開買付けに対して、すかいらーくがすかいらーく保有株式の全て(6,808,700 株)につき応募する予定であることから、本公開買付けが成立し、その決済が完了することを停止条件として、本提携契約を解約する旨、本日開催の当社の取締役会において決議し、同日付で本提携契約に関する解約合意書(以下「本提携解約合意書」といいます。)を締結いたしました。

2. 提携解消の合意内容

本提携解約合意書は、公開買付者による本公開買付けが成立し、決済が完了することを停止条件として、本公開買付けの決済の開始日付で本提携契約を解約するものであります。但し、本提携解約合意書においては、本提携契約の解約後も当社の円滑な業務運営に必要な期間にわたって、当社とすかいらーくとの間で既に有効に存続している契約を存続させることとされております。

3. 資本業務提携を解消した相手先の概要(平成 23 年 12 月 31 日現在)

(1)	商号	株式会社すかいらーく		
(2)	本店所在地	東京都武蔵野市西久保1丁目 25 番8号		
(3)	代表者の役職氏名	代表取締役社長 谷 真		
(4)	主な事業	レストランチェーンの経営		
(5)	資本金	100百万円		
(6)	設立年月日	昭和 44 年 7 月 17 日		
(7)	主要株主及び持株比率	株式会社BCJホールディングス6	98.96%	
		すかいらーくコーポレーションズ持株会	1.01%	
(8)	当社との関係	資本関係	議決権被所有割合	52.80%
		人的関係	取締役1名の派遣及び監査役1名の兼務があります	
		営業取引	相互の食材・商品の提供、金銭の寄託及びその他の賃貸契約管理等の業務委託	
		関連当事者への該当事項	すかいらーくは、当社の連結親会社であります	
最近3年間の経営成績及び財政状態				
		平成 21 年 12 月期	平成 22 年 12 月期	平成 23 年 12 月期
	純資産	158, 953百万円	151, 479百万円	156, 106百万円
	総資産	326, 059百万円	308, 638百万円	284, 502百万円
	1株当たり純資産	257, 497. 26円	237, 655. 73円	240, 738. 12円
	売上高	246, 895百万円	242, 069百万円	244, 527百万円
	営業利益	4, 901百万円	8, 274百万円	7, 838百万円
	経常利益	387百万円	4, 808百万円	5, 127百万円
	純利益	△10, 597百万円	△7, 873百万円	2, 623百万円
	1株当たり純利益	△25, 721. 44円	△20, 598. 00円	△712. 29円
	1株当たり配当金	—	—	—

4. 日程

- 平成 24 年2月 14 日 本提携解約合意書締結日
- 平成 24 年2月 15 日 本公開買付けの開始日
- 平成 24 年3月 13 日 本公開買付けの終了日(予定)
- 平成 24 年3月 21 日 本公開買付けの決済開始日(予定)
- 同 上 本提携解約合意書の効力発生日(予定)

5. 今後の見通し

本提携解約合意書は、公開買付者による本公開買付けが成立し、決済が完了することを停止条件とします。

なお、本提携契約の解約が平成 24 年 12 月期の業績見通しに与える影響については、現在精査中です。なお、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

6. 支配株主との取引等に関する事項

本提携契約の解約は、支配株主との取引に該当します。当社が、平成 24 年2月 13 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、「親会社との取引については、他の一般の取引状況と同様の適切な

条件による取引を基本とし、社内の該当部門が内容を精査するとともに、必要に応じ専門的な知見を要する場合には顧問弁護士、公認会計士等の社外の専門家から意見を聴取し、親会社との取引が当社ひいては少数株主を害することのないよう、公平かつ適正に対処してまいります。」としております。

当社は、本提携契約の解約を決定するに当たって、少数株主の利益を害することのないよう、①支配株主との利益相反のおそれを回避するため、すかいら一くの従業員を兼務している取締役田中基氏及び監査役鈴木誠氏を当社の取締役会における本提携契約の解消に関する議案の審議及び決議に一切参加させず、②当社のリーガル・アドバイザーである漆間・吉澤総合法律事務所からの助言を受け、③本日付で社外監査役である豊岡拓也氏から、本提携契約の解約が当社の業績に与える影響が限定的であり、本提携契約を解約するにつき暫定期間を置くなどその影響を緩和する措置が執られていることから、本提携契約の解約に係る当社の決定が少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書の提出を受けており、かかる対応は、上記指針に適合しているものと考えております。

以上